

令和7年7回岐阜市農業委員会総会議事録

開催日時

令和7年7月10日（木） 午後3時00分

開催場所

岐阜市役所 庁舎6階 6-1大会議室

出席委員

岩佐 哲司 ・ 江崎 和浩 ・ 江崎 美咲 ・ 酒井 勉
梶下 信孝 ・ 高橋美穂子 ・ 舘林 朋子 ・ 永田 俊幸
西垣 隆 ・ 野々村 貢 ・ 林 明 ・ 林 安廣
藤吉 理功 ・ 松野 芳正 ・ 山口 貴範 ・ 山中 敏彰

欠席委員

河田 均 ・ 栗本 恒雄

議長

清水 健吉

農地利用
最適化推
進委員

塩谷 芳美 ・ 大野 達朗 ・ 小川 正美 ・ 加藤 一夫
加納 啓吉 ・ 窪田 博 ・ 栞原 修司 ・ 小林 英彦
酒井 秀男 ・ 高橋 正男 ・ 田中 光弘 ・ 玉田 昇三
戸崎 和美 ・ 野水 千尋 ・ 林 俊朗 ・ 平手 金治
福井 恒夫 ・ 堀 美勝 ・ 本田 忠男 ・ 松岡 静典
宮部 辰男 ・ 村瀬 東三 ・ 森瀬 秀雄 ・ 柳原 芳靖
山口 温朗

事務局

事務局長	三嶋 克之	主幹	小栗 健一郎
副主幹	佐藤 智香	主査	佐々木 宗弘
主査	中村 修	副主査	岡田 崇正
主任	山田 潤一郎	主任主事	桂川 裕貴
主事	熊澤 宏之	主事	藤野 元志

議 事

- 議案第 27 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の審議について
- 議案第 28 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 議案第 29 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 議案第 30 号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請の審議について
-
- 報告第 21 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理の報告について
- 報告第 22 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の受理の報告について
- 報告第 23 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の受理の報告について

議長

それでは、令和7年第7回岐阜市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、栗本会長が欠席でございますので、私、清水健吉が議長を務めさせていただきます。

ただいまの出席委員は、19名中17名で過半数に達しておりますので、本会議は成立することを御報告いたします。

議長

議事に入るに先立ちまして、本日の議事録署名者を指名でお願いしたいと思います。

それでは、議席番号8番、林明委員、議席番号9番、林安廣委員の両委員よろしくお願いいたします。

なお、農地利用最適化推進委員の皆様方も御意見や御質問がありましたら御遠慮なく御発言ください。

議長

それでは、議案の審議に入ります。

議案第27号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転10件、使用貸借による権利の設定1件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

佐々木主査

それでは、議案第27号について説明いたします。

農地を耕作目的で所有権を移転する場合や、使用収益を目的とし権利を設定する場合の許可申請です。

3条申請受人には、権利取得後の農地の効率的な利用を誓約する営農計画書の提出を求め、農地の権利取得に必要な全部利用効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件について確認しております。

今回提案しております申請は、いずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。

2ページをお願いします。

1番、鷺山地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

2番、茜部地区の申請は、農業経営を拡大するための使用貸借権の設定です。

3番、七郷地区の申請は、農業経営の安定を図るための所有権移転です。

3ページをお願いします。

4番、七郷地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

5番、鏡島地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

6 番、芥見地区の申請は、家族間の贈与による所有権移転です。

7 番、合渡地区の申請は、農業経営を開始するための所有権移転です。申請地では一般果物を栽培するものです。

4 ページをお願いします。

8 番、合渡地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

9 番及び 10 番、三輪地区の申請は、農業経営を開始するための所有権移転です。申請地では一般野菜を栽培するものです。

11 番、三輪地区の申請は、農業経営を開始するための所有権移転です。申請地では牧草を栽培するものです。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第 27 号について事務局から説明がありました。

各申請者の営農状況等について、担当地区の委員の皆様から説明をいただきます。

それでは、1 番、鷺山地区は、事務局から説明いたします。

佐々木主査

1 番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、畑を譲り渡すものです。

申請地では、野菜を栽培される予定です。

受人は、所有する他の農地も適正に管理され、地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないとのことです。

議 長

続きまして、2 番、茜部地区は、林安廣委員、お願いします。

林(安)委員

2 番の申請は、農業経営を拡大する借り人へ、田を貸し出すものです。

6 月 10 日に農地利用最適化推進委員、事務局職員、及び借り人と共に、現地立会いを行いました。

申請地では、子どもたちに農業の楽しさや大切さを学んでもらうために、じゃがいもなどの根野菜を中心に栽培される予定です。

借り人は、地元の取り決めも承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、3 番および 4 番、七郷地区は西垣隆委員、お願いします。

西垣委員

3 番および 4 番の申請は、農業経営を安定及び拡大したい譲受人へ、田を譲り渡すものです。申請地では、野菜などを栽培される予定です。

譲受人は、地域の取り決めなども十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、5番、鏡島地区は江崎美咲委員、お願いします。

江崎委員

5番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、畑を譲り渡すものです。

6月27日に農地利用最適化推進委員、事務局職員、及び受人の代理人とともに現地立会いを行いました。申請地では、水稻を栽培される予定です。受人は、地元の取り決めなども十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、6番、芥見地区は事務局から説明いたします。

佐々木主査

6番の申請は、親子間での贈与として、受人へ田を譲り渡すものです。

6月23日に農業委員会委員、農地利用最適化推進委員、及び受人とともに現地立会いを行いました。

申請地では、水稻を栽培される予定です。

受人は、地元の取り決めなども十分承知されておりますので、許可は問題ないとのことです。

議 長

続きまして、7番および8番、合渡地区は山中敏彰委員、お願いします。

山中委員

7番の申請は、農業経営を開始する譲受人へ、田を譲り渡すものです。

申請地では、果樹を栽培される予定です。

譲受人は、地域の取り決めなども十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

8番の申請は、農業経営を拡大する譲受人へ、畑を譲り渡すものです。

申請地では、枝豆などを栽培される予定です。譲受人は、地域の取り決めなども十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、9番、三輪厳美地区は藤吉理功委員、お願いします。

藤吉委員

9 番の申請は、農業経営を開始する受人へ、田及び畑を譲り渡すものです。

申請地では、野菜を栽培される予定です。受人は、地元の取り決めなども十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、10 番および 11 番、三輪山県地区は山口貴範委員、お願いします。

山口委員

10 番の申請は、農業経営を開始する受人へ、畑を譲り渡すものです。

申請地では、野菜を栽培される予定です。受人は、地元の取り決めなども十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

11 番の申請は、農業経営を開始する受人へ、畑を譲り渡すものです。

6 月 26 日に農地利用最適化推進委員、事務局職員、及び受人の代理人とともに現地立会いを行いました。申請地では、牧草を栽培される予定です。受人は、地元の取り決めなども十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

議案第 27 号について、何か御意見等ございましたら、御発言願います。

議 長

御発言もないようですので、採決に入ります。

議案第 27 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして、議案第 28 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について、今回の申請は、2 件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

佐々木主査

それでは、議案第 28 号について説明いたします。

市街化調整区域内にある農地を、耕作する者自らが転用する場合の許可申請です。

6 ページの総括表をご覧ください。

今回は、2 件、合計 300.00 平方メートルです。

7 ページをお願いします。

1 番、常磐地区の申請は、農家住宅に転用するものです。

申請地は、宅地化の状況からみて、住宅の用もしくは事業の用に供する施設または公共施設もしくは公益的施設が連たんしている程度に達している区域に隣接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね 10 ヘクタール未満であるため、第 2 種農地と判断します。

第 2 種農地であります。転用目的が住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、例外的に許可し得るものです。

2 番、合渡地区の申請は、農業用倉庫に転用するものです。

申請地は、上水管、下水道管、又はガス管のうち 2 種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であって、かつ申請にかかる農地からおおむね 500 メートル以内に 2 以上の教育施設があるため、第 3 種農地と判断します。

よって許可し得るものです。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第 28 号について説明を受けました。

議案第 28 号について、何か御意見等ございましたら、御発言願います。

議 長

御発言もないようですので、採決に入ります。

議案第 28 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして、議案第 29 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転 3 件、使用貸借による権利の設定 1 件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

佐々木主査

それでは、議案第 29 号について説明いたします。

市街化調整区域内にある農地を農地以外のものにするため、所有権の移転又は貸借による権利の設定を行う場合の許可申請です。

9 ページの総括表をご覧ください。

今回は、4件、合計7,889.00平方メートルです。

10ページをお願いします。

1番、黒野地区の申請は、所有権移転により、太陽光発電施設に転用するものです。

申請地は、上水管、下水道管、又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であって、かつ申請にかかる農地からおおむね500メートル以内に2以上の教育施設及び医療施設があるため、第3種農地と判断します。

よって許可し得るものです。

また、この申請につきましては、1,000平方メートルを超える大規模転用になりますので、35ページに位置図を付けてございますので、ご覧ください。

転用される場所は、岐北中学校から南へ200mほど離れた農地です。

2番、日置江地区の申請は、使用貸借により、一般個人住宅に転用するものです。

申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。

第1種農地ではありますが、転用目的が住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、例外的に許可し得るものです。

11ページをお願いします。

3番、芥見地区の申請は、所有権移転により、多目的広場に転用するものです。

申請地は、上水管、下水道管、又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であって、かつ申請にかかる農地からおおむね500メートル以内に2以上の医療施設があるため、第3種農地と判断します。

よって許可し得るものです。

4番、三輪地区の申請は、所有権移転により、太陽光発電施設に転用するものです。

申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超えているため、第3種農地と判断します。

よって許可し得るものです。

また、この申請につきましては、1,000平方メートルを超える大規模転用になりますので、36ページに位置図を付けてございますので、ご覧ください。

転用される場所は、三輪南小学校から東へ600mほど離れた農地です。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第 29 号について事務局から説明がありました。

1 番、黒野地区、4 番、三輪地区の申請については、現地調査を行いました。それでは、1 番、黒野地区については、野々村貢委員、お願いします。

野々村委員

1 番の申請は、太陽光発電施設として転用するものです。

立会いの際に申請地付近の農地、水路について、影響がないように確認しており、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、4 番、三輪春近地区は、藤吉理功委員、お願いします。

藤吉委員

4 番の申請は、太陽光発電施設として転用するものです。

6 月 23 日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員、及び受人の代理人と共に現地立会いを行いました。

立会いの際に申請地付近の農地、水路について、影響がないように確認しており、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

議案第 29 号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長

御発言もないようですので、採決に入ります。

議案第 29 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして、議案第 30 号農地転用許可後の事業計画変更承認申請の審議について、今回の申請は、1 件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

佐々木主査

それでは、議案第 30 号について説明いたします。

農地転用許可後に事業計画変更を行う承認申請です。

13 ページをお願いします。

1 番、芥見地区の申請は、令和 5 年 12 月 19 日付で農地法第 5 条許可済です。この度、砂利採取にかかる埋戻し土砂搬出工事及び搬入作業に遅れが生じたことにより、農地復元への適切な養生期間を確保することができないことから、期間延長が必要であるため、事業期間を変更するものです。

変更後も事業計画に従って実施されることが確実であること、周辺の地域における農業等に及ぼす影響が、変更前の影響に比べて、それと同程度又はそれ以下であること、及び変更後も農地転用許可基準により転用許可相当であることが認められるため、承認しうるものです。

また、1 番の申請につきましては、1,000 平方メートルを超える大規模案件になりますので、37 ページに位置図を付けてございますので、ご覧ください。

転用されている場所は、岩小学校から北へ 400m ほどの所です。

以上でございます。

ただいま、議案 第 30 号について、事務局から説明がありました。

議案 第 30 号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

御発言もないようですので、採決に入ります。

議案第 30 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議案につきましては、以上でございます。

続きまして、報告に移ります。報告第 21 号から第 23 号について、事務局の説明を求めます。

それでは、「報告第 21 号農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理の報告について」説明いたします。

15 ページをお願いします。

許可が不要の相続等による農地の権利取得の届出です。

届出は、39 件、合計 53,921.18 平方メートルです。

続きまして、「報告第 22 号農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の受理の報告について」説明いたします。

議 長

議 長

議 長

議 長

佐々木主査

議 長

17 ページをお願いします。

市街化区域内の農地を耕作者自らが転用する第4条届出の総括表となります。

届出は、14 件、合計 5,149.02 平方メートルです。

明細は、18 ページから 20 ページです。

続きまして、「報告第 23 号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の報告について」説明いたします。

22 ページをお願いします。

市街化区域内の農地を転用目的のため権利の移動、若しくは設定を行う第5条届出の総括表となっております。

届出は、46 件、合計 22,554.61 平方メートルです。

明細は、23 ページから 34 ページです。

農地の権利取得及び市街化区域内農地の転用につきまして、届出内容が適法であると認められたものにつきまして、農業委員会事務局規程に基づき、令和7年6月に農業委員会事務局長が受理を行いましたものを報告いたしました。

以上でございます。

議案、報告は以上になりますが、何かございますか。

御発言もないようですので、以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

ありがとうございました。

議長は、本日の会議終了につき午後3時28分閉会を宣す。